

# 独立行政法人緑資源機構について

緑資源公団

独立行政法人化

独立行政法人緑資源機構

森林整備等の推進（森林造成+林道整備+農用地整備）

水源のかん養、CO<sub>2</sub>の吸収による地球温暖化防止等の機能の発揮

山村地域の生活環境の向上、農林業の振興等に貢献

《主な業務》

水源林造成事業

森林所有者自らによる造林が困難な奥地水源地域において、水源林造成を推進

国土の保全、CO<sub>2</sub>の吸収による地球温暖化防止等の多面的機能の発揮に貢献

大規模林業圏開発林道事業

全国7圏域において、森林整備に不可欠な林道網の骨格となる幹線林道を整備

山村地域の生活環境の向上や森林整備の推進による地球温暖化防止にも貢献

特定中山間保全整備事業

中山間地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地の整備を実施

農林業の振興と森林や農用地の有する公益的機能の維持増進に貢献

農用地総合整備事業（旧農用地整備公団から承継した残事業）

農用地及び土地改良施設等の整備を総合的かつ集中的に実施

農業の生産性向上と農業構造の改善に貢献

海外農業開発事業

開発途上国の食料増産や砂漠化防止に資するための調査等を実施

《予算、組織》

（平成14年度）

予算額：902億円（当初予算）

うち国費：657億円

国費以外：245億円

役員数：9名（監事含む）



（平成15年度）

予算額：844億円（当初予算）

うち国費：625億円

国費以外：219億円（財投借入金、緑資源債券等）

役員数：8名（監事含む）

備考：15年度の予算額は、上半期の認可予算額と下半期の予算措置予定額の合計額である。

**独立行政法人緑資源機構**  
**中期目標（案）及び中期計画（素案）**

中期目標（案）	中期計画（素案）
<p>（前文）  近年、水源のかん養、国土の保全、地球温暖化防止等森林・林業及び農業・農村の持つ公益的機能の発揮に対する国民の期待が高まってきている。</p> <p>一方、現下の厳しい林業情勢の下、森林所有者等が自助努力を行っても林業生産活動のみでは適正な森林整備が進まない状況が生じてきているとともに、中山間地域においては、過疎化・高齢化が著しく進行し、施業が行われていない森林や耕作放棄地が増加してきている。</p> <p>また、開発途上国において、砂漠化の進行等農業生産の基本的要素である土地や水等の資源の劣化が発生している。</p> <p>このような中で、独立行政法人緑資源機構は、  ダム上流域等の水源地域の保安林等を対象として、森林所有者等による整備が困難な森林の造成を行う事業  地理的条件が極めて悪い地域等において基幹となる林道の整備を行う事業  地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において森林と農用地の一体的な整備を行う事業  海外における持続可能な農業農村開発に資する調査等の事業  等の業務を実施することにより、農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資するという重要な使命を有している。</p> <p>独立行政法人緑資源機構は、その使命を十全に果たしていくため、「特殊法人等整理合理化計画」において定められた講ずべき措置の確実な達成に向けた取組を推進するとともに、独立行政法人制度の趣旨に則り、中期目標や事業の状況等に基づく的確な中期計画を作成し、適正かつ効率的で透明性の高い運営を確保するものとする。</p>	
<p>第1 中期目標の期間  独立行政法人緑資源機構（以下「機構」という。）の中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6月間とする。</p>	

## 第2 業務運営の効率化に関する事項

- 1 業務運営の効率化による経費の抑制  
業務運営の効率化による経費の抑制については、一般管理費について、中期目標期間の最終年度に平成14年度と比較して26%抑制する。
- 2 執行体制の整備  
効率的な業務運営を行うため、効率的かつ機動的な執行体制を整備する。
- 3 業務の効率的処理  
業務の効率的処理のために、事務処理の効率化、業務の外部委託化、ITの活用、職員の資質の向上を図る。

## 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 業務運営の効率化による経費の抑制  
効率的な業務運営を行うことにより、一般管理費について、中期目標期間の最終年度に平成14年度と比較して26%以上縮減する。
- 2 執行体制の整備  
効率的な業務運営を行うため、事業の進展、事業内容の変化等を踏まえ、地方組織の再編・統廃合を行うなど、効率的かつ機動的な組織の整備を実施する。  
また、職員の勤務について、評価制度を適切に運用することにより、職員の志気を高揚し、事業運営の活性化を図る。(P)
- 3 業務の効率的処理
  - (1) 事務処理の効率化  
平成19年度を目途に、会計システムの見直しを行い、口座振込みに係る支払い事務を本部に一元化し、会計事務の効率化を図る。
  - (2) 外部委託の促進  
中期目標期間中に、職員研修及びイベントの企画・実施など、単純・定型的な業務を中心に更に外部委託化を推進する。
  - (3) IT化の促進  
業務の効率化に向け、各種業務のIT化を図る。
    - ア ネットワークインフラの整備  
今後、IT化の進展に伴う通信量の増加が想定されることから、平成16年度中に本部及び地方組織の回線容量を増加させ、IT環境の整備を行う。
    - イ 事務手続きのIT化の推進
      - (ア) 工事請負資格者登録の事務を効率的に処理するため、平成16年度末までに、インターネットによる申請も可能となるようシステムを改善する。
      - (イ) 電子入札システムについては、本システムの関係業界への普及状況や国及び地方公共団体の導入状況を勘案しながら、中期目標期間中にシステム開発に着手する。
  - (4) 職員の資質の向上  
高度化する業務に対応し、当機構の機能を十分に発揮することができ

るよう、職場内研修、外部研修等を活用し、職員の資質の向上を図る。  
具体的には下記事項に取り組む。

- ア 各事務所の会計事務担当職員を対象とした職場内研修を平成16年度から3年間で計画的に実施する。
- イ 中期目標期間中に毎年積極的に外部研修に参加させる。

中期目標（案）	中期計画（素案）
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 水源林造成事業 本事業は、水源林の造成により、水源かん養機能の強化を図るとともに、土砂流出・崩壊の防止、CO<sub>2</sub>の吸収による地球温暖化防止等の森林の有する多面的な機能の持続的発揮に資するものであることから、以下の目標を達成しつつ、確実な事業実施を図る。</p> <p>(1) 事業の重点化の実施 事業の実施に当たっては、水源かん養機能の強化を図る重要性の高い流域内の箇所への重点化を図ることとし、重要流域内やダム・水道施設の上流などの箇所における植栽を実施する。</p> <p>(2) 事業の実施手法の高度化のための措置 ア 水源かん養機能等の森林の有する多面的機能の増進を図る観点から、針広混交林や複層林の造成を推進するなど多様な森林の造成を図る。</p> <p>イ 事業の効率性及び事業実施過程の透明性の確保を図るため、事業評価システムによる期中の評価の結果（事業の継続、変更又は中止）については、確実かつ早期に事業実施に反映させる。</p> <p>ウ 木材利用の推進の観点から、利用間伐の割合を高めるとともに、間伐材の有効利用を図る。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 水源林造成事業</p> <p>(1) 事業の重点化の実施 2以上の都府県の区域にわたる等の重要な流域やダム・水道施設の上流など特に水源かん養機能の強化を図る重要性が高い流域内の箇所へ植栽を重点化することとし、植栽面積に占める当該箇所の割合を平成14年度の83%から中期目標期間の最終年度に %へ増加させる。</p> <p>(2) 事業の実施手法の高度化のための措置 ア 多様な森林整備の着実な実施 水源林造成により造成された全森林面積に占める針広混交林及び複層林による多様な森林の造成面積の割合を、平成14年度末の3%から中期目標期間の最終年度に %へ増加させる。</p> <p>イ 期中評価の反映 期中評価結果を確実かつ早期に事業実施に反映させるため、評価により指摘された事項を踏まえたチェックシートを作成・活用し事業を実施する。</p> <p>ウ 木材利用の推進に配慮した事業の実施 (ア) 間伐総面積に占める利用間伐の割合を、平成14年度までの過去5ヶ年間における実績11%から、中期目標期間全体で20%へ増加させる。 (イ) 急傾斜地における作業道の開設に当たっては、地質等の状況を踏まえつつ、間伐材を活用した丸太組工法の採用に努めることとし、造林者等へ技術の普及・定着を図りながら、急傾斜地に設置する作業道延長のうち丸太組工法によって設置する延長の割合を平成14年度の割合54%から中期目標期間全体で64%へ増加させる。</p>

	<p>エ 造林技術の高度化</p> <p>(ア) 事業効果の高度発揮に向け、気候、地形等の地域特性を踏まえた造林技術の高度化を図るため、検討会を各整備局毎に年1回開催する。</p> <p>(イ) 収穫業務における間伐木の選木技術を高めるための研修会を整備局毎に年1箇所実施する。</p> <p>(ウ) 各整備局毎に主伐想定モデル林を1箇所設置し、水源かん養機能等の公益的機能の維持に配慮した伐区の設定、有利な販売方法等について検討を行い、平成17年度中に主伐マニュアルを作成する。</p> <p>(エ) 急傾斜地において作業道を設置する場合に有効な工法である丸太組工法のより一層の普及・定着を図るため、造林者及び林業関係者を対象に現地検討会を各整備局毎に年1回開催する。</p> <p>オ 対外発表活動の実施</p> <p>対外発表活動を奨励し、中期目標期間中に各種の研究発表会等に5件以上発表する。また、発表した内容について、広報誌等を活用して啓発・普及を図る。</p> <p>カ 水源林造成事業における公益的機能の調査</p> <p>国民に対する事業効果の情報提供の観点から、中期目標期間中に水源林造成事業により発揮される水源かん養機能等多面的機能の評価方法を検討するとともに、モデル水源林を設定し、具体的調査を進め、データの蓄積を図る。</p> <p>(3) 事業実施コストの縮減(P)</p> <p>「緑資源機構コスト構造改革プログラム(仮称)」を平成15年度中に作成するとともに、水源林造成事業については、当該作成したプログラムに基づき、例えば、技術基準等の見直し、事業便益の早期発現、将来の維持管理費の縮減等に取り組み、中期目標期間の最終年度に平成14年度比で15%の総合的なコスト縮減を図る。</p>
<p>2 大規模林業圏開発林道事業</p> <p>本事業は、地域の林道網の骨格となる幹線林道を整備することにより、CO<sub>2</sub>の吸収による地球温暖化防止に資する森林の整備の推進を図るとともに、山村の生活の利便性や都市住民のアクセスにも資するものであることから、以下の目標を達成しつつ、確実な事業実施を図る。</p>	<p>2 大規模林業圏開発林道事業</p>

( 1 ) 事業の重点化の実施

ア 事業効果の早期発現を図る観点から、完成間近な区間等に投資を重点化し、当該区間の事業完了を図る。

イ 建設予定区間については、補助林道事業との仕分け等今後の整備のあり方についての第三者委員会の検討結果を踏まえ、対応策を確実に実施する。

ウ 今後、新規着工区間が採択された場合には、工期を限度工期内( 10年以内を原則とし、15年を超えない。)に設定する。

( 2 ) 事業の実施手法の高度化のための措置

ア 事業の実施に当たっては、環境影響評価等の実施、法面緑化工の採用等環境の保全に配慮する。

イ 効率的な事業執行等の観点から、新技術や新工法の導入を図る。

ウ 事業の効率性及び事業実施過程の透明性の確保を図るため、事業評

( 1 ) 事業の重点化の実施

ア 事業効果の早期発現

事業効果の早期発現を図る観点から、完成間近な区間等に投資を重点化することで事業完了を促進し、中期目標期間中に区間を完成する。

イ 建設予定区間の整備のあり方と事業実施

建設予定区間については、補助林道事業との仕分け等今後の整備のあり方についての「大規模林道事業の整備のあり方検討委員会」の検討結果を踏まえ、必要な実施計画の変更を確実に実施する。

ウ 限度工期の設定

新たに着工区間が採択された場合には、「林野公共事業における時間管理の徹底等について」(平成14年4月24日13林整計第542号林野庁長官通知)に基づき、工期を限度工期内(10年以内を原則とし、15年を超えない。)に設定する。

( 2 ) 事業の実施手法の高度化のための措置

ア 環境の保全に配慮した事業の実施

近年の農山村地域に対する国民的関心の高まりの下で、事業の実施に当たっては、積極的に自然環境の保全に配慮する。

(ア) 今後の着工区間については、法令等に基づく環境影響評価に該当しない区間についても自主的な環境調査を行い、保全対策を実施する。

(イ) 環境の保全に配慮した工種・工法の検討を行うとともに、事業実施地域の環境特性に対応したモデル的な工種・工法を採用し、実施後の状況を検証する箇所を、中期目標期間中に各地方建設部毎に1箇所以上設定する。

(ウ) 環境に配慮するため、法面については、岩盤の法面を含め、原則として緑化工を採用する。

(エ) 林道工事において、木材を積極的に使用することとし、単位延長当たりの木材使用量について、中期目標期間の最終年度に平成14年度の2倍とする。

イ 新技術・新工法の採用

林道工事の現場条件に適合し、事業の効率化、コスト縮減に寄与する新技術及び新工法については、情報収集等を実施し、研究・検討を行い、実用化を進め、中期目標期間中5件以上導入する。

ウ 期中評価の反映



価システムによる期中の評価の結果（事業の継続、変更又は中止）については、確実に早期に事業実施に反映させる。

エ 資源の有効利用等の観点から、建設副産物の有効利用を図る。

既着工区間について、期中評価委員会の検討結果を踏まえ、計画の変更案確定のため更に調査が必要であるなど特別の事情のある場合を除き、1年以内に必要な実施計画の変更を終える。

エ 資源の活用に配慮した事業の実施

建設副産物を有効利用するため、環境の保全等に留意しつつ、中期目標期間中における再生アスファルト及び舗装用再生骨材の利用割合をそれぞれ50%以上とする。

オ 社会的な状況変化等への対応

既着工区間において、地域の社会的条件等の変化状況を事業に反映させていくため、地域の意向を的確に把握しつつ、必要に応じ、路線位置の変更や幅員の変更などの事業実施計画の見直しを引き続き実施する。

カ 林道技術の高度化

技術水準の向上のため、工事現場に密着した新工法等に関する土木技術の集合研修を年2回以上実施し、技術の高度化を図る。

キ 対外発表活動の実施

対外発表活動を奨励し、中期目標期間中に各種の研究発表会等に10件以上発表する。また、開発した技術について、広報誌等を活用し啓発・普及を図る。

(3) 事業実施コストの縮減(P)

「緑資源機構コスト構造改革プログラム(仮称)」を平成15年度中に作成するとともに、大規模林業圏開発林道事業については、当該作成したプログラムに基づき、例えば、設計等の最適化(計画・設計の見直し等)、資源循環の促進(現場発生材の再利用等)、調達最適化(積算方式の見直し等)、汎用品の活用(既製品の活用等)等に取り組み、中期目標期間の最終年度に平成14年度比で15%の総合的なコスト縮減を図る。

3 特定中山間保全整備事業

本事業は、中山間地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地の整備を行うことにより、農林業の振興を図るとともに、水源のかん養、CO<sub>2</sub>の吸収による地球温暖化防止等森林や農用地の有する公益

3 特定中山間保全整備事業

的機能の維持増進を図るものであることから、以下の目標を達成しつつ、確実な事業実施を図る。

(1) 計画的で的確な事業の実施

ア 特定中山間保全整備事業に関する事業実施計画に基づき、着実に事業を実施する。

イ 事業の採択に当たっては、効率的・効果的な整備手法についての第三者委員会による外部評価結果を踏まえるとともに、事業効果が早期に発揮されるよう、工期を限度工期内（8年以内）とする事業実施計画を策定することとする。

(2) 事業の実施手法の高度化のための措置

ア 環境の保全への配慮、建設副産物等の有効利用を図る。

イ 効率的な事業執行等の観点から、新技術や新工法の導入を図る。

(1) 計画的で的確な事業の実施

ア 事業の計画的な実施

- (ア) 平成15年度着工区域について、中期目標期間中に森林整備（植栽）農用地整備、農業用排水施設整備を完了する。
- (イ) 事業を計画的に実施する観点から、関係地方公共団体等との連携を図るため、適時適切な事業実施状況の説明等を実施する。

イ 限度工期の設定（水源林造成については、適用しない。）

事業実施計画の策定に当たっては、効率的・効果的な整備手法についての第三者委員会による外部評価結果を踏まえるとともに、事業効果が早期に発揮されるよう、「特定中山間保全整備事業における時間管理の徹底等について」（平成14年5月27日13林整第944号農林水産省農村振興局長、林野庁長官通知）に基づき、工期を限度工期内（8年以内）に設定する。

(2) 事業の実施手法の高度化のための措置（水源林造成については、1に準拠する。）

ア 環境の保全及び地域資源の活用に配慮した事業の実施

- (ア) 必要に応じ専門家等の助言を受けながら、環境調査や保全対策を実施するとともに、事業実施区域の環境特性に対応した工法を中期目標期間中に1事業区域当たり2件以上実施する。
- (イ) 環境保全、地域資源の有効活用の観点から農林業用道路工事において、中期目標期間の最終年度の単位延長当たりの木材使用量を、平成14年度実績の2倍とする。  
また、農林業用道路に使用する舗装用再生骨材の利用割合を中期目標期間中に50%以上とする。

イ 新技術・新工法の採用

- (ア) 事業の高度化を一層推進する手段として、農林水産省新技術導入推進農業農村整備事業（以下「新技術導入事業」という。）等に登録されている新技術・新工法を中期目標期間中に1件以上導入する。
- (イ) 業務の高度化、コスト縮減に寄与する新しい工法については、情報収集、意見交換及び比較検討を行い、優れたものを新技術導入事業に承認申請するなど実用化を図る。
- (ウ) 施設に対する愛着心の醸成と良好な維持管理に資する観点から地

	<p>元説明会を実施するとともに、農家・地域住民等参加型直営施工工事を推進する。</p> <p>(3) 事業実施コストの縮減(P)(水源林造成については、1に準拠する。)  「緑資源機構コスト構造改革プログラム(仮称)」を平成15年度中に作成するとともに、特定中山間保全整備事業については、当該作成したプログラムに基づき、例えば、設計等の最適化(計画・設計の見直し等)、資源循環の促進(現場発生材の再利用等)、調達最適化(積算方式の見直し等)、汎用品の活用(既製品の活用等)等に取り組み、中期目標期間の最終年度に平成14年度比で15%の総合的なコスト縮減を図る。</p>
<p>4 農用地総合整備事業  本事業は、農用地及び土地改良施設等の整備を総合的かつ集中的に実施することにより、農業の生産性向上と農業構造の改善を図るものであることから、以下の目標を達成しつつ、確実な事業実施を図る。</p> <p>(1) 計画的で的確な事業の実施  ア 農用地総合整備事業に関する事業実施計画に基づき、着実に事業を実施する。</p> <p>イ 事業の効率性及び事業実施過程の透明性の確保を図るため、事業評価システムによる期中の評価の結果(事業の継続、変更又は中止)については、確実に事業実施に反映させる。</p> <p>(2) 事業の実施手法の高度化のための措置  ア 環境の保全への配慮、建設副産物等の有効利用を図る。</p>	<p>4 農用地総合整備事業</p> <p>(1) 計画的で的確な事業の実施  ア 事業の計画的な実施  (ア) 中期目標期間中に、事業実施区域のうち平成14年度末の事業の進捗率が概ね過半に達している区域を完了させる。  (イ) 事業を計画的に実施する観点から、関係地方公共団体等との連携を図るため、適時適切な事業実施状況の説明等を実施する。</p> <p>イ 期中評価の反映  期中評価結果を計画に確実に反映させるため、事業関係者の意向把握に努めつつ、必要な事業計画の見直しを行う。</p> <p>(2) 事業の実施手法の高度化のための措置  ア 環境の保全及び地域資源の活用に配慮した事業の実施  (ア) 関係市町村で作成されている田園環境整備マスタープランに基づき、有識者等からなる環境情報協議会等での意見交換を踏まえ、調査、計画の段階から環境に配慮した事業実施を行うとともに、事業実施区域の環境特性に対応した工法を中期目標期間中に1事業区域当たり1件(平成15年度完了区域を除く)以上実施する。  (イ) 環境保全、地域資源の有効活用の観点から農業用道路工事において、中期目標期間の最終年度の単位延長当たりの木材使用量を、平成14年度実績の1.5倍とする。  また、農業用道路に使用する再生アスファルト及び舗装用再生骨</p>

<p>イ 効率的な事業執行等の観点から、新技術や新工法の導入を図る。</p>	<p>材の利用割合を中期目標期間中にそれぞれ50%以上とする。</p> <p>イ 新技術・新工法の採用  (ア) 事業の高度化を一層推進する手段として、新技術導入事業等に登録されている新技術・新工法を中期目標期間中に5件以上導入する。  (イ) 業務の高度化、コスト縮減に寄与する新しい工法については、情報収集、意見交換及び比較検討を行い、優れたものを新技術導入事業に承認申請するなど実用化を図る。  (ウ) 施設に対する愛着心の醸成と良好な維持管理に資する観点から地元説明会を実施するとともに、農家・地域住民等参加型直営施工事を推進する。</p> <p>(3) 事業実施コストの縮減(P)  「緑資源機構コスト構造改革プログラム(仮称)」を平成15年度中に作成するとともに、農用地総合整備事業については、当該作成したプログラムに基づき、例えば、設計等の最適化(計画・設計の見直し等)、資源循環の促進(現場発生材の再利用等)、調達最適化(積算方式の見直し等)、汎用品の活用(既製品の活用等)等に取り組み、中期目標期間の最終年度に平成14年度比で15%の総合的なコスト縮減を図る。</p>
<p>5 事業実施コストの縮減(P)  「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」(平成12年9月1日公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議)等を踏まえ、機構が実施する公共事業について、中期目標期間の最終年度に平成14年度比で15%の総合的なコスト縮減を図る。</p>	
<p>6 海外農業開発事業  本事業は、持続可能な開発のための行動計画(アジェンダ21)等の達成に資するため、開発途上国の食料増産に必要な農業開発や地球規模で深刻化している砂漠化の防止対策等の調査や、独立行政法人国際協力機構等からの委託を受け、農業農村開発計画の立案等を行うことから、以下の目標を達成しつつ、確実な事業実施を図る。</p> <p>(1) 事業の重点化の実施  砂漠化等地球規模の環境問題に重点を置き、開発途上にある海外の地域における持続可能な農業農村開発に資する事業を実施する。</p>	<p>5 海外農業開発事業</p> <p>(1) 事業の重点化の実施  持続可能な農業農村開発に資するため、国内外における農業農村開発事業で蓄積された技術を活用し、次のような事業に重点を置き実施する。</p>

<p>( 2 ) 事業の実施手法の高度化のための措置  事業の効率的・効果的实施、透明性の確保及び今後の事業実施に反映させるため、既に実施した事業について外部評価を行い公表する。</p>	<p>ア 自然的・人為的要因による砂漠化、土壌侵食等地球規模の環境問題に取り組む事業  イ 現地の実情に即して適切に改良された技術と参加型手法が一体となった事業</p> <p>( 2 ) 事業の実施手法の高度化のための措置  中期目標期間中に、外部委員による事業評価を5回以上行いその結果を公表するとともに、相手国関係者へのアンケート調査を6ヶ国以上で実施する。</p>
<p>7 情報提供の充実  機構の業務及び運営に関する透明性の確保を図り、国民の理解を深めるため、ホームページを活用した情報提供を行うとともに、迅速に提供情報を更新する。</p>	<p>6 情報提供の充実  機構の業務及び運営に関する透明性の確保を図り、国民の理解を深めるため、財務諸表等をホームページに掲載するとともに、情報の内容を充実させ、迅速に提供情報を更新し、年間アクセス件数を、平成14年度の実績約5万件から、中期目標期間の最終年度に倍増させる。</p>

中期目標（案）	中期計画（素案）
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 造林勘定に係る財務  (1) 事業資金について段階的に財投借入金から脱却し、出資金方式から補助金方式に切り替える。  (2) 造林地を他の公益目的に供する必要が生じた場合、損失金を生じさせないための措置を講じること等により、平成19年度までに収支相償（当期総損益ベース）を図る。</p> <p>2 林道等勘定に係る財務  (1) 借入金の償還を適切に進めるため、負担金等の徴収を確実に実施する。  (2) 資金の有効活用により借入金（財政融資資金及び緑資源債券）の抑制及び調達コストの縮減を図るとともに、林道事業に係る収支の健全化に向けた取組を進めつつ、収支相償（当期総損益ベース）を図る。</p>	<p>第3 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画</p>
	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>第5 剰余金の使途</p> <p>第6 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画  (1) 方針  業務運営の簡素化、効率化に努め、出先機関の再編・統廃合を含め、職員を適切に配置することにより業務を効率的に推進する。  (2) 人員に係る指標  期末の常勤職員数は、期初を上回らないものとする。  （参考1）  期初（平成15年10月1日）の常勤職員数 795人  期末（平成20年3月末）の常勤職員数の見込み 727人  （参考2）  中期目標期間中の人件費総額見込み 円</p>

- 2 独立行政法人緑資源機構法附則第 5 条に規定する積立金の使途
- 3 中期目標期間における債務負担に関する事項
- 4 その他当該中期目標を達成するために必要な事項

# 年齢階別職員数分布状況

(法人名:緑資源公団)

平成15年7月1日現在

年齢階層(才)	人 員	備 考
56 ~ 60	122	
51 ~ 55	141	
46 ~ 50	86	
41 ~ 45	96	
36 ~ 40	70	
31 ~ 35	111	
26 ~ 30	128	
25以下	37	



## 独立行政法人緑資源機構における経費削減目標について

### 1 中期目標、中期計画における経費削減に当たっての基本的考え方

独立行政法人緑資源機構においては、以下の対策を講ずること等により、効率的な業務運営と事業実施を確保していく考え。

間接的経費について、人件費を除く一般管理費について、中期目標期間の最終年度に平成14年度と比較して26%削減

直接的経費について、

事業の重点化、迅速化

計画・設計等の見直し、汎用品の活用、間伐材等現場発生材の活用

新技術・新工法の活用

等を通じ、事業実施コストについて、中期目標期間の最終年度に平成14年度と比較して15%の総合的なコスト削減

職員数について、中期目標期間の最終年度までに平成14年度806人と比較して10%程度削減

（ 役職員給与 H14：7,318百万円 H19：6,445百万円（12%程度縮減） ）

## 2 一般管理費の削減について

独立行政法人については、8月1日閣議における行政改革担当大臣発言において、一般管理費などの経費について中期目標の期間や経費の内容に応じて1～2割の削減を指示されているところ。

緑資源機構については、人件費を含めた一般管理費全てを対象として削減（13%以上）を実施することは、以下の状況により、独立行政法人としての適切な業務運営を確保する上で、難しいものと判断。

このため、人件費を除く一般管理費（12.9億円）について、公租公課等の固定経費を控除せず、その全体を対象に26%の削減を目標とする方向で検討することとしたところ。

平成19年度の職員数については、平成14年度当初に比べ10%程度削減することを検討しているところであり、役職員給与は12%程度縮減できる見込み

一方、独立行政法人会計基準の適用により、退職給与引当金の算定方法が変わるとともに、職員の退職者数も多数見込まれることから、退職給与引当金繰入を増加せざるを得ない状況

（退職給与引当金繰入 H14：約6億 H19：約11億）

さらに、平成15年度から、法定福利費の制度が改正されたことにより、職員数が減少しても、法定福利費はほぼ同額（約11億円）の見込み